

資料No. 2

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）

（素案）

答申原案

（平成17年6月16日）

2005年 月 日

千 葉 県

目次

前文

はじめに	1
------	---

第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針

第1節 背景(歴史と現状)	3
第2節 再生の目標(長期)	6
(1) 生物多様性の回復	
(2) 海と陸との連続性の回復	
(3) 環境の持続性及び回復力の確保	
(4) 漁場の生産力の回復	
(5) 人と自然とのふれあいの確保	
第3節 再生に当たっての進め方	9
(1) <u>科学的な知見順応的管理</u> 及び <u>漁業者の経験的知見の活用</u>	
(2) <u>予防的な態度</u> 及び <u>順応的管理</u>	
(3) 賢明な利用	
(4) 協働による取組	
第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組	11
第5節 計画・交流区域	13

第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策

第1節 干潟・浅海域	14
第2節 生態系・鳥類	15
第3節 漁業	17
第4節 水・底質環境	19
第5節 海と陸との連続性・護岸	21
第6節 三番瀬を活かしたまちづくり	23
第7節 海や浜辺の利用	25
第8節 環境学習・教育	26
第9節 維持・管理	27
第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進	28
第11節 広報	30
第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組	31

第3章 三番瀬の再生の推進方法

第1節 事業の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第2節 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

はじめに

千葉県では、東京湾の奥部に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬の再生・保全を目指し、平成16年1月22日に三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）からいただいた「三番瀬再生計画案」をもとに、千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針、三番瀬の再生に向けて講ずべき施策及び三番瀬の再生の推進方法を定めています。

基本的な方針においては、再生の長期目標として

- （１）生物多様性の回復
- （２）海と陸との連続性の回復
- （３）環境の持続性及び回復力の確保
- （４）漁場の生産力の回復
- （５）人と自然とのふれあいの確保

の5つの目標項目を定め、この目標の実現に向けて、4つの「再生に当たっての進め方」、12の「再生に向けて講ずべき施策」、2つの「再生の推進方法」を定めました。

また、「再生に向けて講ずべき施策」に係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）として取りまとめることとし、県以外が行う事業についても必要な協議・調整を行います。

2 ページ （図省略）

第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針

第1節 背景

東京湾には、かつて約13,600ヘクタールもの干潟がありました。1960年代から陸域の工業化や市街化、港湾の発展とともに、埋立てが急激に進み、その結果、現在では、90%以上の干潟が失われています。

~~また、三番瀬周辺においても同時期に埋立てが進み、工業化や都市化が進んできました。~~

三番瀬は、東京湾奥の江戸川河口域に位置し、豊かな沿岸生態系を有していました。そして、江戸時代以降、三番瀬周辺は漁村、港町として大きく発展してきました。

戦後の大規模な埋立てや後背地の都市化により、三番瀬と周辺環境が大きく変わりました。

埋立てで確保された工業用地には、第二次産業の企業が誘致され、多くの県民の雇用の場が提供され、千葉県の経済を牽引するエンジンとしてその役割を果たしてきました。一方で、埋立てにより、波・流れが変化し、河川等から供給される淡水や土砂の流れがも変化し、三番瀬の河川とのつながりが弱まり汽水的環境が減少し、海域面積が減少して閉鎖的傾向が強まるとともに地盤高低下による浅海域化が進みました。また、工場や家庭等からの排水は海域の富栄養化をもたらしました。~~これらにより自然環境の悪化が起きました。~~

現在の三番瀬は、開発前の環境とは大きく異なるものの、かつての東京湾の自然環境の多様性を保っている貴重な干潟・浅海域となっています。

~~その後、~~開発から自然との共生へと人々の価値観が変わっていく時代の中で、千葉県は三番瀬埋立計画を中止し、そのことにより生じた諸課題の解決に取り組むとともに、三番瀬の自然を再生するための計画を策定するため、広く住民が参画する三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）を設置しました。円卓会議における2年間の検討を経て、三番瀬再生計画案が県に提出されました。

県では、提案された三番瀬再生計画案をもとに、かつての干潟を取り戻し、生物多様性を確保し、高い水質浄化機能やアサリ、カレイ、ノリ等を育む豊かで安定した漁場を持ち、水鳥類の中継地や人と自然とがふれあう水辺空間としての三番瀬の再生を目指し、その恵みを次世代へと引き継いでいくこととし、この計画を定めます。

4ページ・5ページ（表、写真省略）

第2節 再生の目標

三番瀬の再生のための長期目標として、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然とのふれあいの確保」の5つの目標を定めます。

1 生物多様性の回復

かつての三番瀬に見られた藻場、洲、泥干潟、汽水域等の多様な環境を再生することにより、干潟に依存する多様な生物がその生活史の全部又は一部を過ごすことのできる三番瀬を回復し、三番瀬から失われた生物が生息できる環境の再生に取り組み、「生物多様性の回復」を目指します。

2 海と陸との連続性の回復

かつての三番瀬が、陸から海へと次第に移り変わる自然の連続性があることにより豊かであったことを考慮し、現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則に立って、三番瀬への河川等からの淡水や土砂の供給、後背湿地や地下水脈を通じた淡水の供給等を取り戻すため、三番瀬の干潟の再生、水循環の健全化及び後背湿地の再生に取り組み、むとともに防災に配慮しつつ、失われている「海と陸との連続性の回復」を目指します。

3 環境の持続性及び回復力の確保

周辺の埋立て、青潮の発生、洪水時の淡水流入等により環境の変化に対する回復力が弱まっていることから、青潮（貧酸素水塊）発生の抑制に向けて、長期的視野に立って取り組むとともに、流入河川等の水質改善をはじめとした海域環境の改善に取り組み、「環境の持続性及び回復力の確保」を目指します。

4 漁場の生産力の回復

水産資源の持続的な利用を実現し、環境依存型・環境維持型産業である漁業を維持・発展させていくため、漁業者の経験的知見及びその他の科学的知見を生かした中で、干潟の再生や藻場の復元等の漁場環境の改善や持続的な漁業の振興に取り組み、「漁場の生産力の回復」を目指します。

5 人と自然とのふれあいの確保

三番瀬は、人と自然とのふれあいが期待できる貴重な水辺であることから、親水性及びパブリックアクセスの向上、景観への配慮や海を活かしたまちづくり、再生事業への県民参加、環境学習・教育の推進等、ふれあいを進める仕組みづくりに取り組み、「人と自然とのふれあいの確保」を目指します。

長期再生の目標	達成イメージ
生物多様性の回復	かつての藻場、洲、泥干潟、汽水域等の多様な環境が回復され、ハマグリ、アオギス、シラウオ等の失われた生物が戻り、多様な水鳥類が安定して飛来できる三番瀬
海と陸との連続性の回復	干潟、後背湿地、水の流れの再生や海と陸との自然の連続性が確保された護岸の整備がなされた三番瀬
環境の持続性及び回復力の確保	東京湾の水質が改善され、青潮の心配のなくなった三番瀬
漁場の生産力の回復	1960年代の多くの種類の魚介類を漁獲する多様な漁業の復活した三番瀬
人と自然とのふれあいの確保	親水性が向上し、海を活かしたまちづくりやふれあいを進める仕組みづくりがされた三番瀬

8 ページ (図省略)

第3節 再生に当たっての進め方

三番瀬の再生に当たっては、人間は、自然、生物、生態系等の自然環境のすべてがわかるものではないことを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本とし、以下の点に留意して進めることとします。

1 科学的な知見順応的管理及び漁業者の経験的な知見の活用

~~生態系その他の自然環境にあっては複雑で絶えず変化するものであることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者等の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、うとともに、これまで蓄積されたデータを適切に解析し、得られた科学的知見を活用します。再生事業の実施中や完了後も自然環境の再生状況を継続的に観測・記録し、その結果を科学的に評価し、再生計画の内容を見直していく順応的な管理による自然再生に取り組みます。~~

また、漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたことから、その豊富な経験的な知見を活用して三番瀬の自然再生に取り組みます。

2 予防的な態度及び順応的管理

~~自然環境の再生に向けての科学的知見が十分に蓄積されていないこと等から、再生事業の実施による問題の発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていませんが、長期間にわたるきわめて深刻あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合においては、計画の見直し等、あらかじめ適切な手段が講じられるべきことを重視して取り組みます。~~

自然環境の再生に向けての科学的知見の蓄積に努めますが、必ずしも十分でないこと及び事業の実施に伴う影響予測には不確実性が伴うことから、不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合は、予防的な態度に基づいて、必要に応じた見直しを視野に入れた事業や計画とします。

また、自然の回復力を人間がサポートするという考え方に基づいて、再生の目標に向かって少しずつ手を加えながら、自然がどのように変化するかを十分、観察・記録し、そのつど検討を加えながら計画を手直しする順応的管理の原則に立って三番瀬の自然再生に取り組みます。

3 賢明な利用

~~三番瀬の利用に当たっては、ついては、次世代に引き継ぐ財産として、生態系の持つ自然の特性を維持できるような方法で、現世代の利益のみならず、次世代に引き継ぐ財産として、人間の利益のため、長期的な視点に立った、賢明な利用の原則に基づいたものとなるよう努めます。て、持続的に行います。~~

4 協働による取組

三番瀬の再生に当たっては、行政、県民、地域住民、漁業者、NPO、事業者等、三番瀬に関わりのある様々な主体と、適切な分担のもとに協働して取り

組みます。

また、国や大学等の研究機関との連携を深め、自然環境の再生等に関する様々な技術、研究成果を活用していきます。

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

森林、農地、都市、河川、沿岸域等の陸から海にかけての生態系は、水循環、物質循環等を介して密接な関係を持ち、ひとつの流域圏を構成しています。

~~また、閉鎖性海域である東京湾は、その地形的な形状から湾外との海水交換が乏しく、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生原因である汚濁負荷等が湾内に留まりやすい特性を有しています。~~

~~また、陸と海との相互の関わりについては、「森は海の恋人」といわれるように、水源のかん養、栄養分の供給等の機能を有する森林の保全が海の環境や生態系の保全につながるという認識が全国的になされるようになってきました。それより、北海道や宮城県等では上流域において漁業者や市民による植林等の取組がなされるようになってきています。~~

~~また、閉鎖性海域である東京湾は、その地形的な形状から湾外との海水交換が乏しく、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生原因である汚濁負荷等が湾内に留まりやすい特性を有しています。~~

三番瀬についてみても、自然再生を進める上で、三番瀬に流入する河川及び陸域からの汚濁負荷の低減に取り組むとともに、海域が連続している東京湾を意識し、そこに流入する河川の流域や広く東京湾を組み込んだ広域的な視点が重要となってきます。

このことから、県として、三番瀬の自然再生に当たっては、を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化した広域的な取組を目指します。

12ページ(図省略)

第5節 計画・交流区域

再生事業の実施について検討の対象とする区域を計画区域と定め、三番瀬の再生に密接につながり、広く連携・協力・交流を図る区域を交流区域と定めます。

1 計画区域（再生事業の実施について検討の対象とする区域）

(1) 三番瀬（約1,800ヘクタール）及びその周辺の海域

(2) 三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の陸域区域（約181平方キロメートル）

三番瀬の範囲は、概ね、西は浦安市入船・日の出地先護岸、北は市川市塩浜地先護岸及び船橋市潮見町地先護岸、東は船橋航路東端、南は浦安市日の出地先護岸突端と習志野市茜浜地先護岸突端を結ぶ範囲です。

2 交流区域（広域的に連携・協力・交流を図る区域）

三番瀬の自然環境に影響を与え、その再生と密接につながりを持つ東京湾（館山市洲崎から三浦市剣崎を結んだ線と陸岸で囲まれた海域。）や東京湾に流入する河川流域の区域を「交流区域」と位置付け、国、関係自治体等と連携・協力・交流を図りながら、三番瀬の再生を進めるとともに、東京湾全体の再生に向けた動きの輪を広げる区域とします。

第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策

第1節 干潟・浅海域

かつて江戸川河口の広大な干潟の一部であった三番瀬は、埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、干潟が減少しました。さらに、地盤高の低下により大部分の干潟がなくなり、干潟の浅海域化が進みました。また、三番瀬への河川等からの淡水や地下水の流入が減り、汽水的环境の場が減少しました。こうして多様であった三番瀬の自然環境の単調化が進みました。

このことから、かつての三番瀬に近づけるため、海と陸との自然の連続的なつながりを回復させ、さらに環境の多様化を進めることにより、多様な生物がすみ、青潮の発生等による環境の急変からの回復力の強い干潟・浅海域を取り戻し、水質の浄化作用等の諸機能の強化を図ることが重要です。

そのため、三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境の創出や海と陸との自然のつながる場を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します。

第2節 生態系・鳥類

現在の三番瀬は、埋立てによる海域面積の減少と河川とのつながりの弱まり、
後背湿地の消失、地盤高の低下等による浅海域化、周辺部の都市化等、多くの
急激な変化により干潟環境の多くが失われました。このため、干潟環境に依存
して生息する水鳥類、魚類、~~や~~底生生物、~~また~~や水生植物の中には多くが姿を
消したものが~~あります。~~、~~その他の生物の~~また、種類数の減少以外にも、~~や~~個
体数の~~も~~減少又は一部の増加傾向等、生息状況が大きく変わったものもあり、
~~も、生態系も変化しています。ました。~~

~~また、三番瀬は現在でも多くの水鳥類が依存する重要な湿地ですが、個体数の
減少した種や営巣しなくなった種もいる等、生息地としての重要性の低下が指
摘されます。~~

それでもなお、三番瀬には多様な自然環境が存在し、水鳥をはじめとする多くの
生物が生息しています。

このことから、これらを損なうことなく保全し、かつての健全で豊かな生態
系の回復や、干潟に特有な生物種の回復復活を図り、生物多様性を高め、様々
な生物種が安定して生息できるようにすることが重要です。

そのため、現在残る干潟的環境を保全し、さらにな多様な環境の復元創造を
目指すとともに、行徳湿地や河川等と三番瀬の連続したつながりの回復を目指
します。

16ページ(写真省略)

第3節 漁業

三番瀬とその周辺海域は、多くの魚類や貝類等の産卵、生育の場として、東京湾全域の漁業にとって重要な役割を果たしています。

そして、三番瀬における漁業は、首都圏をはじめとする消費者に新鮮な水産物を供給するとともに、地場産業として地域の経済と社会に大きな役割を果たしています。また、ノリやアサリ等を生産することで水域に流入した窒素・リンを取り除くこととなるため、東京湾の水質の浄化に役立ちます。

しかし、その漁場環境は、埋立てに伴う海域の減少等により大きく変わり、多くの漁業資源が消滅、減少し、多くの漁法も消えていきました。基幹漁業であるノリ養殖業やアサリ漁業も不安定な生産を強いられ、漁業後継者不足に関しても課題となっています。さらに、ノリやアサリの生産の不振は三番瀬の持つ水質浄化能力を低下させるという悪循環を招き、漁業の不安定化に拍車をかけると考えられます。

このことから、多様な水生生物が安定して生息する生態系バランスのとれたかつての豊かな漁場の再生を図り、安定した生産と収入が得られ、若年層が将来に希望を持って漁業を引き継ぐことができるようにすることが重要です。

そのため、漁場環境の改善、安定したノリ養殖業やアサリ漁業に向けた研究の推進、漁業基盤の整備等、漁業者と消費者を結ぶ「^{ちさんちしょう}*千産千消」の推進等に
取り組みを進め漁業の振興を目指します。

*千産千消

千葉県産の新鮮でおいしい、安心・安全な農林水産物を、県内の皆さんに消費していただくことを言います。

第4節 水・底質環境

現在の三番瀬は、臨海部での埋立て、~~地盤高の低下~~等による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立て、~~や~~小河川の排水路化等によって三番瀬への淡水や土砂の流入量が減少したことにより、かつての干潟的環境と生物多様性が失われ、環境変化に対する回復力が大きく低下しています。

また、生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地等の存在は青潮の発生を促し、三番瀬の生物に悪影響を与えています。

このことから、海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を進め、~~による~~生物多様性の回復及び環境の回復力の確保を図ることが重要です。

そのため、淡水や土砂の流入を通して、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大、多様な底質環境の形成について検討するとともに、流入河川の有機物質、リン及び窒素等の負荷量の削減を目指します。

20ページ(図省略)

第5節 海と陸との連続性・護岸

現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。また、直立護岸の一部には、鋼矢板の腐食、老朽化、高さの低下が認められます。

このことから、海と陸との自然な連続性を徐々に取り戻し、人々と三番瀬とのふれあいを確保してゆくことが重要です。また、安全性が保たれていない護岸については、必要な安全性を早急に確保することが必要です。

そのため、安全性が保たれていない護岸については、安全かつ生態系に配慮した護岸改修を早期に進めるとともに、護岸の海側及び陸側における自然再生への取組の検討、親水スポット等の整備により海と陸との連続性の回復を目指します。

22ページ(写真省略)

第6節 三番瀬を活かしたまちづくり

三番瀬の後背地には、直立護岸等により海と街が切り離されている区域が広くあります。一方、地元市においては、まちづくりの主体として、三番瀬を活かしたまちづくりに向けた方針や構想、計画を定める等の取組を進めています。

このことから、市や住民、地権者、NPO等と県が適切な役割分担のもと協力・連携して、景観等に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、

- 1 浦安側では、日の出地区にある貴重な干出域を活かし、自然環境と住環境が共存するまちづくり
 - 2 市川側では、三番瀬、市川塩浜駅周辺、行徳湿地一帯の自然環境の連続性を持った海と水に親しめるまちづくり
 - 3 船橋側では、海を活かしたまちづくり
 - 4 習志野側では、ラムサール条約湿地である谷津干潟を三番瀬との関連の湿地と位置づけ、都市と自然が共生したまちづくり
- 等を促進し、三番瀬の再生・保全に配慮しつつ、三番瀬を活かしたまちづくりを目指します。

24ページ(写真省略)

第7節 海や浜辺の利用

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園での潮干狩り等を除けば、人は海とふれあいにくくなっています。

このことから、三番瀬をふるさとの海として実感できるよう、人々が親しみ、安全に利用できるような取組を進めるとともに、生態系の保全や漁業への配慮を行うことが重要です。

そのため、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりへ取り組んでいきます。

また、長期的には、まちづくりと一体となった三番瀬の保全、地域における三番瀬を保全する文化の発展を目指します。

第8節 環境学習・教育

現在の三番瀬は、人と海とが隔てられ、住民にとって必ずしも近いものではありませんが、三番瀬周辺にある浦安市郷土博物館、行徳野鳥観察舎、ふなばし三番瀬海浜公園、谷津干潟自然観察センター、学校等の施設やNPO等により、個々に環境学習・教育への取組が行われています。

このことから、より広範に多くの人々が参加・体験できるよう、地域の特性を生かし、各年代層の経験や関心に応じた環境学習・教育を行う体制を作り上げていくことが重要です。

そのため、地域全体で主体的に進められるよう、環境学習・教育の検討組織を設置して、環境学習・教育のための施設の整備や場の提供に取り組むとともに、環境学習・教育を支える人材の育成・確保を目指します。

第9節 維持・管理

三番瀬は、埋立て等が進み地形や生態系が大きく変化した現在までも、大部分が漁場として活用され、持続的生産の維持努力が払われてきました。その結果、かつての豊かさはありませんが、多様な自然環境が残され、多くの生物が生息しています。

このことから、これらを損なうことなく保全していく必要があるとともに、かつての自然環境の再生に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。これは自然を相手とする息の長い取組となり、長期的に多くの主体と幅広い世代の参加により進めていくことが重要です。

そのため、漁業者はもとより、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、様々な主体による友好的な協働がなされ、三番瀬をふるさとの海として自ら維持・管理するような仕組みの創出を目指します。

また、三番瀬及びその周辺海域の自然環境のモニタリング体制を確立し、環境の変化に対応できる体制を目指します。

第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進

三番瀬の再生・保全には、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体、専門家、国、県、市等の関係者が連携した息の長い取組が必要です。

この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、再生計画、再生事業、三番瀬の保全・利用に関するルール、三番瀬再生会議の設置等を明確にした条例の制定を目指します。

また、三番瀬には、湿地及びその生態系の保護と湿地の賢明な利用を目的とするラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の登録基準を満たす数多くの水鳥が渡ってきます。豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、既にラムサール条約湿地となっている谷津干潟との連携を図りつつ、三番瀬の再生・保全を進めることを目指します。

29ページ（図省略）

第11節 広報

これまで、県では三番瀬の自然や円卓会議の取組を幅広く県民に知らせるため、「ちば県民だより」等、既存の広報媒体を使った広報のほか、NPO等の参加や協力を得ながら、新たな広報手段としてインターネットの活用や広報拠点の設置、シンポジウム等の開催等を行ってきました。

三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、三番瀬の再生への県民や地域住民の関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。

そのため、地域住民の参加や地域活動の推進、わかりやすい情報や三番瀬を知り、触れ合う機会の提供等に幅広く継続的に取り組み、県民を惹きつける魅力ある広報を目指します。

第12節 東京湾再生につながる広域的取組

三番瀬は、流入する河川の流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川等を通じてもたらされる汚濁負荷は赤潮・青潮の発生原因となっており、東京湾全体の問題となっています。

このことから、三番瀬の再生を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化して取り組むことが必要です。

そのため、関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域的な取組を継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬の再生から東京湾の再生へつながる広域的な取組を目指します。

32ページ・33ページ(グラフ省略)

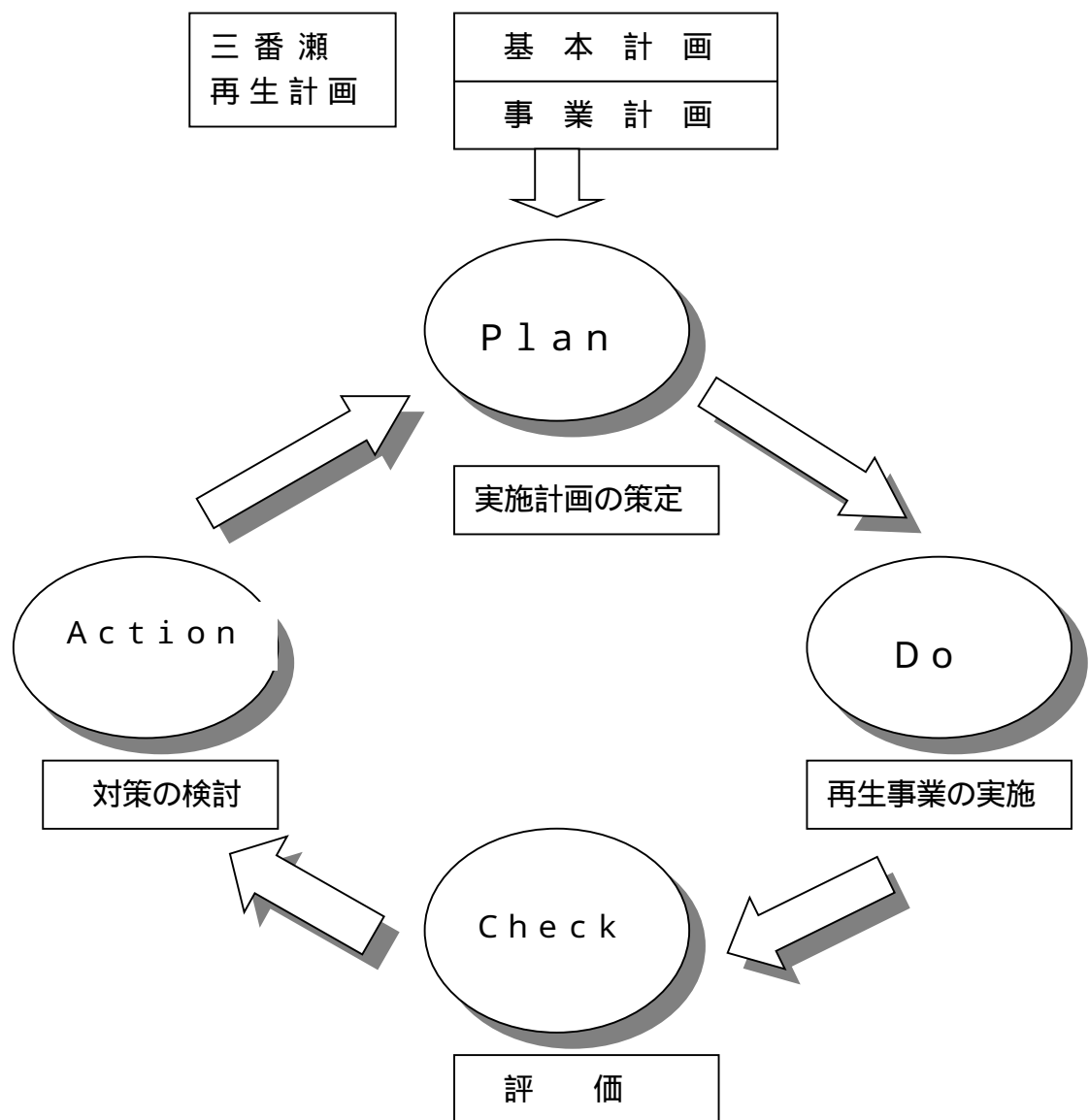
第3章 三番瀬の再生の推進方法

三番瀬の再生を効果的に推進するため、次の事業の進め方、推進体制に則り、取り組んでいきます。

第1節 事業の進め方

事業計画は、本基本計画に基づき円卓会議の「三番瀬再生計画案」を踏まえて策定するものとします。

事業の実施については、順応的管理によることとし、具体的には、1 実施に係る計画の策定 (Plan)、2 実施 (Do)、3 評価 (Check)、4 対策の検討 (Action) という「PDCA」のマネジメントサイクルに則り、進めていきます。



第2節 推進体制

三番瀬の再生については、これまでに経験のない取組や長期間にわたる取組を進める必要があるため、財政状況を勘案しつつ、一層の創意工夫や効果的な推進体制の構築が必要となります。

県では、これまで以上に国や、市川市、船橋市、習志野市、浦安市（以下「4市」という。）との連携を深めるとともに、徹底した情報公開と住民参加のもとに、県民、地域住民、漁業関係者、NPO等からなる三番瀬再生会議や個別の検討委員会を設置し、関係者が、目標を共有し、互いの立場の違いを理解しつつ、再生の目標を共有し、協力し合いながら三番瀬の再生に取り組みます。めるよう努めます。

また、三番瀬は約1,800ヘクタールという広い面積を有し、その海域は4市に面しており、その再生には、広範囲の地域における息の長い取組が必要です。このような中で、三番瀬に関心や理解を有するより多くの県民や地域住民が参加できるような三番瀬の再生に向けた「県民運動」の立ち上がりが望まれます。そのため、県としても、そのような運動の立ち上がり、育成への支援を行っていきます。

さらに、千葉県三番瀬再生計画に含まれない三番瀬の自然環境に影響を与えるおそれのある事業の実施に当たっては、基本計画との整合性の確保に努めるとともに、県以外が実施するものについては、基本計画との整合性につき配慮を要請していきます。